

令和2年度「横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「業者選定要綱」という。）第10条の規定に基づき、「横浜市自立生活安定化支援事業業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式による受託候補者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 業者選定要綱第10条第1項第4号に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者の公募条件
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認められるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの審査
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 基本的事項（会社概要等）
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務における具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 受託者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本事項（業務実績、事業目的、被保護者に対する支援の理解）
- (2) 事業実施体制に関する事項
- (3) 利用者への支援に関する事項
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項
- (5) 障害者雇用に関する取組事項

2 画項目の評価は、A、B、C、D、Eの5段階評価で行う。ただし、評価基準表の「4ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項」および「5障害者雇用に関する取組事項」については、A、Bの2段階評価で行う。

3 同一項目で複数の委員によりE評価のあるものは、原則として特定しない。

4 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

5 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

7 応募者が1者のみの場合であっても、評価委員会の定める評価基準に満たないときは選定をしない。

8 評価点数の最も高い者が2人以上あるときは、評価基準表の「2 事業実施体制に関する事項」の合計点数が最も高い者を特定する。なお、それでも決しない場合は、評価基準表の「3 利用者への支援に関する事項」の合計点数が最も高い者を特定する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市自立生活定着支援事業業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局副局長

委員 健康福祉局生活福祉部長

委員 健康福祉局生活支援課長

委員 健康福祉局生活支援課援護対策担当課長

委員 中区生活支援課生活支援担当課長

3 委員長に事故等があり欠けたときは、事業担当部の長、並びに事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を健康福祉局業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局生活支援課援護対策担当に事務局を置く。

- 7 評価委員会による提案書の評価について、業務の実態に即した詳細な要件の評価を実施するため、事務局に意見を求めることができる。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施要綱第17条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面で回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和元年11月13日から施行する。